

決議案第1号

油谷支所・複合施設の事務局用部屋の入居に関する発言内容について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年7月4日提出

提出者 長門市議会議員 田村大治郎

賛成者 長門市議会議員 吉津弘之

賛成者 長門市議会議員 綾城美佳

賛成者 長門市議会議員 ひさなが 信也

長門市議会議長 南野信郎様

油谷支所・複合施設の事務局用部屋の入居に関する発言内容について

新別名地区まちづくり協議会ひとまるM a c h i k y oにおかれては、新別名地区各自治会の合意形成の下、協議会組織を設立され、地域課題の解決に向けて、精力的な活動を推進されていることに対し、議会として敬意を表する。

さて、6月16日付長門時事に掲載された6月9日開催の議員全員協議会における議員の発言に対して意見をいただいたところであるが、後日このことについては議員全員協議会において協議を行い、次のとおり決議する。

6月9日の議員全員協議会での「油谷支所庁舎等整備工事の概要」についての質疑においては陳情書の意見に該当する発言があったが、地方自治法には「議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」と規定されている。議員はあらためてこのことを十分認識し、議案の審査等、議会の活動全般における発言及び行動については、注意を払い誠実にその職務を行うことを確認した。

「長門市議会基本条例」の前文には「市民に開かれた議会、市民とともに歩む議会を目指す」ことがうたわれており、いただいた意見を参考にし、今後ともより一層の研鑽に努めていく。

また、貴協議会におかれては、油谷支所と連携・協働を行いながら、既存の枠組みを超えた「新たな地域コミュニティ組織」づくりを推進され、油谷地区発展の要として、ご活躍されることを切に願うものである。

以上、決議する。

令和5年7月4日

長 門 市 議 会